

小型家電リサイクル法が 始まりました！

分別回収に
協力しよう！

2013年4月から小型家電リサイクル法が始まりました。市区町村や協力小売店などでの回収の取り組みがどんどん広がっています。分別回収にぜひご協力ください。

Q1 小型家電リサイクル法の対象は？

A ご家庭の電気や電池で動く製品が広く対象となります。



この他にも、幅広い製品が小型家電に含まれます。市区町村によって回収する品目が異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

このマーク※は、
小型家電を回収している
目印です！



小型家電

※国の認定を受けたりサイクル事業者
又は、小型家電リサイクルに取り組む
市区町村しか使用できません。

！ テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、お買い求め先の家電小売店などへ。
これらの家電は、これまでどおり「家電リサイクル法」に基づき家電小売店などにより引き取られます。
詳しく知りたい方は、お住まいの市区町村や家電小売店にお尋ねください。

Q2 なぜ小型家電を集めてリサイクルするの？

A 貴重な資源を大切に使い、私たちの環境を守るためです。

小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれています。日本で1年間に使用済みとなる小型家電は**65万トン**。そのうち有用な金属は28万トンで、金額にすると**844億円**にもなります。現在、その大半が廃棄物の埋立地に処分されています。一方で、小型家電は鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。

きちんと処理しないと
いけないね！

Q3 小型家電って どのように回収されるの？

A お住まいの市区町村ごとに、
以下のような方法で回収します。

自治体によって、回収方法や対象品目は異なります。協力小売店で回収している場合もあるので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。



公共施設やスーパー、家電小売店などに専用の回収ボックスを設置し、回収します。



粗大ゴミや不燃ゴミと一緒に回収し、ごみ処理施設で小型家電を取り出します。



ごみ回収の区分に、新たに「小型家電」を設けます。

Q4 どうして廃棄物を出す時に 「無許可」の回収業者を 利用してはいけないの？

A 法を守った適正な処理が
確認できないからです。

無許可業者によって回収された廃家電が、不法投棄や不適正処理された事例が報告されています。



その他、
空き地回収、
チラシ配布
など

！ 無許可の回収業者にはこのような例があります。
ご家庭から廃家電などの廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物処理業」の許可や委託が必要です。「産業廃棄物処理業」の許可では回収できません。

Q5 オフィスで使っている携帯電話やパソコンなども対象になるの？

A ご家庭の場合と同様に、小型家電リサイクル法の対象です。

企業の事業活動で使用していた携帯電話やパソコンなども小型家電リサイクル法の対象ですが、回収方法はご家庭の場合と異なり、企業が責任を持って認定事業者などに引き渡す必要があります。

